

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第9回習志野市農業委員会総会は令和7年9月4日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 櫻井 茂雄

3. 議事録署名人

6番 金子 光雄

8番 村山 茂男

4. 議案案件

議案第 1 号 生産緑地のあっせんについて

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 閉会時間 午前 9時 55分

議 長	みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、令和7年第9回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、議席番号7番、中野 政博委員、9番、江口 勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。 よって、農業委員16名の内、14名の出席により、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 6番、金子 光雄委員、8番、村山 茂男委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は2件、報告件数は3件であります。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、生産緑地のあっせんについてを議題とします。 それでは、事務局は議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の1ページをご覧ください。 議案第1号は、生産緑地のあっせんについてであります。 あっせんの対象となりました生産緑地は、令和7年7月10日開催の令和7年第7回総会におきまして、農業の主たる従事者についての証明書についてご審議いただきました生産緑地でございます。 この度、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和7年7月28日付けで所有者から市長に対して生産緑地の買取り申し出が行われました。 その結果、市及び他の公共団体は、公共施設用地等として当該生産緑地を買い取る旨の希望が無かったので、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業従事者が当該生産緑地を購入するか希望を確認するため、市長から、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんの依頼が来たものであります。 対象となります生産緑地の所在地、面積、買取り希望額は記載のとおりでございます。 なお、あっせんの結果につきましては、令和7年10月14日火曜日までに市長に回答することとなりますので、令和7年10月6日月曜日開

事務局	催の令和7年第10回総会におきまして、あっせん結果を報告いただきます。 また、次のページ、当該生産緑地の案内図を用意いたしましたので、地域の農業従事者されている方に情報提供される際には、ご活用いただければと思います。説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第1号 生産緑地のあっせんについて、ご質問の有る方は、挙手願います。 ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様には、地域に持ち帰り、買取り申出者がいるかをご確認いただき、次回の10月総会で結果の報告を求めることとなりますので、よろしくお願いいたします。 それでは次に移ります。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案といたします。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。
事務局	はい。議案第2号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の4ページをご覧ください。 議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第5条第1項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾の農地3筆であり、面積は200平方メートルであります。 2番、権利の内容は、所有権移転の設定であります。 3番、転用の目的は、資材置場であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明は、以上です。
議長	事務局、ありがとうございました。 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご質問の有る方は、挙手願います。

議 長	櫻井委員。
櫻井委員	はい。現地調査を行いまして状況を確認させていただきました。 資材置き場として利用されるとの事ですが、2年前にも実籾で資材置き場の転用があり、防犯対策として高いフェンスや防犯灯の設置を行っておりますが、今回の申請地については、そこまでのものは必要ないと思いますが、周囲をフェンスで囲うとの事ですが防犯灯などの安全対策はどうでしょうか。
議長	事務局お願いします。
事務局	はい。現在、申請人からの説明では、砂利やリフォームで利用する木材などを軽トラックで搬入するとの事であり、単価の高い物は置かない事から防犯灯などの対策は行わないとの事です。
議 長	はい。櫻井委員。
櫻井委員	はい。砂利等の運搬が主であるとの事ですが、両隣は問題ないと思いますが、隣接道路の南側では、営農されておりますので、安全対策を含めた配慮をお願いします。
議 長	事務局長。
事務局長	はい。申請者に対し、只今のご意見につきまして要望があった事を伝えさせていただきます。
議 長	他にご質問・ご意見等がありますか。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第2号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 次に、報告事項に移ります。

議 長	報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、詳細説明ありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……特段ありません。……
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等の有る方は、挙手願います。よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、詳細説明ありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……特段ありません。……
議 長	それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 それでは次に移ります。 報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてです。 事務局、何か詳細説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……詳細説明。……
議 長	事務局、ありがとうございました。 それでは、現地の状況につきまして、調査に同行していただきました村山 茂男委員から何か気が付いた点などありましたら報告をお願いいたします。
村山委員	はい。只今、事務局からもありましたが、8月18日に6か所、現地確認を行いました。 その結果、概ね良好な状態でありましたので、何ら問題ないと報告いたします。
議 長	村山 茂男委員、大変暑い中でしたけどもありがとうございました。

議 長	それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第9回習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----	--